

# 令和8年度就学援助申請のご案内

令和8年4月

## 就学援助制度とは・・・

お子様が太子町立小・中学校に就学されるにあたり、経済的な援助を必要とされる保護者に対して、学用品費等の就学に必要な経費の一部を助成し、お子様が等しく義務教育を受けられるようにする制度です。なお、就学援助を希望される場合は、毎年度申請していただく必要があります。

## 1 就学援助の対象者

援助の対象となるのは、太子町立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者であり、次のような理由により教育委員会が認定した世帯です。

### 認定基準額

世帯人数	基準額（所得）
2人	194万8,000円
3人	241万4,000円
4人	283万6,000円
5人	313万7,000円
6人	353万3,000円
7人以上の世帯	1人増えるごとに 39万6,000円加算

(ア) 生活保護世帯で教育扶助を受けていない者及び教育扶助を一時停止されている者

(イ) 前年中（令和7年1月から12月）の世帯全員の合計所得が認定基準額（左表）以下の世帯

※世帯人数は生計を同一にする方全員の人数です。

同一の家屋に居住している場合は、別世帯でも生計を同一にしているものとみなします。

## 2 就学援助の内容

援助の内容は、毎年度教育委員会が国の基準に基づき決定します。年度によって変更になる場合があります。

令和8年度 援助内容（予定）		小学校（年額）		中学校（年額）	
学用品費 ※1	ノート・筆記用具等	1～6年	21,630円	1～3年	28,230円
新入学学用品費等※3	ランドセル・雨傘等	1年のみ	57,060円	1年のみ	63,000円
通学用品費 ※1, 2	靴・雨傘等	2～6年	2,270円	2～3年	2,270円
修学旅行費	宿泊費、交通費等	認定期間中において実施分の実費（参加者のみ）			
卒業アルバム費等	卒業アルバム費等	6年のみ	11,000円	3年のみ	10,000円
クラブ活動費※1, 4	月謝、保険料、入会金等			1～3年	12,000円
給食費 ※5, 6		実費 (実際に食べた給食の回数分)		実費 (実際に食べた給食の回数分)	

※1 学用品費等の上の表の額は年額（満額）です。年度途中の認定は、認定月からの月割りで支給します。

※2 1年生は、通学用品費は該当しません。

※3 新入学学用品費は、当初申請期間（R8.4.1～R8.4.30）に申請し、認定となった方のみ該当します。  
年度途中で認定となった場合は、1年生であっても該当しません。

また、入学前支給にて新入学児童生徒学用品費等を受け取った場合は重複して支給はしません。

※4 認定地域クラブに入会する中学生のみが対象です。

※5 給食費について、年度途中の認定は、認定月以降に実際に食べた給食の回数分支給します。

※6 給食を欠食している場合は、給食費は支給しません。

### 3 年度当初の就学援助の申請について

- ① 令和 8 年度就学援助申請書兼世帯票（以下「申請書」という。）に必要事項を記入。
- ② 4 月 1 日（水）～ 4 月 30 日（木）【土日祝を除く】の間に申請書を学校に提出。小学校と中学校に在籍するお子様がいる場合は、それぞれの学校に提出してください。申請者が学校に提出した日（＝学校が受け付けた日）が申請日になります。
- ③ 申請書以外に必要なもの
  - 令和 8 年 1 月 1 日現在、太子町にお住まいの方  
源泉徴収票等の提出は不要。ただし、確定申告など世帯全員の令和 7 年中所得の申告を済ませてください。  
（注意事項①にご注意ください。確定申告の受付期間（令和 8 年 3 月 16 日）を過ぎてから、税務署で申告された方は、申告書の写しをご持参のうえ、管理課までお越しください。また、就学援助を申請するには、所得税の申告が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。）
  - 令和 8 年 1 月 2 日以降太子町に転入された方  
当初申請締切日である 4 月 30 日（木）までに世帯全員の令和 7 年分源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写しを管理課へ提出。  
（所得審査を行うにあたり、令和 8 年 1 月 1 日現在住民登録地市町村発行の「令和 8 年度所得・課税証明書」が必要になりますが、発行可能となるのが 6 月 1 日以降になるため、提出いただいた申告書の写し等で先に審査します。）
- ④ ②の期間に申請された方は、6月中旬開催の定例教育委員会で認定の可否を決定し、決定後、6月下旬に通知します。認定の場合は、4月分まで遡り認定とします。認定結果をお知らせする前に必要となった費目（4月～6月分の給食費など）については、あらかじめご負担いただきますようお願いいたします。

### 4 当初申請期間後の申請・認定・支給について

- 5 月 1 日以降でも申請は可能です。その場合は、原則、申請した月の翌月が認定月となります。  
給食費は認定月からの支給、学用品費等は認定月からの月割りで支給となります。  
修学旅行費については、実施日以前に認定になっている場合に支給されます。  
新 1 年生の保護者が、5 月 1 日以降に申請されて認定となった場合は、新入学学用品費の支給はありません。

### 5 注意事項

- ① 認定の可否を決定するため、所得審査を行います。前年所得が不明な場合（所得の申告がない場合）は、審査できません。申告の必要な方は必ず税務署または役場税務課で申告してください。当初申請期間内に申請書を提出いただいても所得が確認できない場合は、確認できた日を申請受付日としますので、4 月までさかのぼって支給できない場合があります。
- ② 教育委員会が審査資料の作成のため、住民基本台帳、住民税課税台帳を閲覧することについて、ご家族全員（住民登録上の世帯及び申請書世帯欄に記載された全員）の同意があったものとします。
- ③ 認定されたときは、原則、教育委員会から申請者へ口座振り込みにて援助費を支給しますが、学校徴収金に未納がある場合は、学校長を申請者の代理人とし、援助費の請求・受領の権限を委任していただきます。  
また、給食費については、教育委員会から給食センターへ支払います。